

## 「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」 の策定について

### 1 策定趣旨

本市では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）の成立や、都市の理念として宣言した世界文化自由都市宣言、人権施策に関する基本指針である「京都市人権文化推進計画」及び多文化共生施策などに関する基本指針である「京都市国際化推進プラン」に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動いわゆるヘイトスピーチは許さないという人権意識等の浸透を図る取組を実施してきた。

また、ヘイトスピーチ解消法では、地方公共団体に対して、「不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講じるよう努める」ことを定めている。

こうしたことを踏まえ、本市の公の施設等においてヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われるおそれがある場合について、各施設管理者が、設置・管理条例等に基づく使用制限規定を適切に解釈・適用できるようにするため、本ガイドラインを策定する。

なお、平成30年3月に京都府において策定された「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を踏まえ、市域において京都府との取扱いが異なることにより市民の混乱を招かないよう、本市ガイドラインは府のガイドラインを参考に策定する。

### 2 対象施設

地方自治法第244条第1項の規定による「公の施設」であって、市の設置・管理条例で定めるもの及びこれに準じる施設（指定管理者制度を導入したもの及び目的外使用許可等により使用させるものを含む。）

### 3 「不当な差別的言動」の定義

このガイドラインにおいて「不当な差別的言動」とは、ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」をいう。

また、個別具体の言動がヘイトスピーチ解消法に基づく「不当な差別的言動」に該当するか否かは、法務省人権擁護局内「ヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム」が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その2）において次のとおり示されている典型と考えられる例を参考として判断する。

**(1) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨の告知**

害悪の告知を内容とする脅迫的言動

＜具体例＞ ○○人は殺せ、○○人を海に投げ入れろ、○○人の女をレイプしろ、など

**(2) 本邦外出身者を著しく侮蔑するもの**

本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいもの

＜具体例＞ 特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える言動、など

**(3) 「地域社会から排除することを煽動する」言動**

本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てること

＜具体例＞ ○○人はこの町から出て行け、○○人は祖国へ帰れ、○○人は強制送還すべき、など

**【参考】ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」**

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

**4 使用制限に関する基本方針**

**(1) 使用制限の考え方**

ヘイトスピーチ解消法は前文で、不当な差別的言動は許されないことを宣言しており、本市もこれまでからヘイトスピーチは許さないという立場にある。

一方で、憲法及び法令を尊重、遵守し、表現の自由や集会の自由に対する過度の制約にならないよう配慮しなければならない。地方自治法においても、地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとするとともに、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないとされている（地方自治法第244条）。

ヘイトスピーチが許されないものであることは当然であるが、正当な表現活動が不当に制約されることのないよう、要件及び手続を明らかにしたうえで、使用制限の可否を判断する。

**(2) 使用制限の要件**

次のア又はイのいずれかに該当する場合に使用制限を行う。

ア 「不当な差別的言動」が行われることにより、人格権をはじめとする基本的人権を侵害することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合

イ 「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合

### (3) 使用制限の根拠規定

設置・管理条例等に置かれている、「管理上支障があるとき」の規定を根拠に使用制限を行う。

### (4) 要件の具体的な適用についての考え方

本要件の適用については、基本的人権としての集会の自由の重要性よりも、当該集会が開かれることによって、他の基本的人権が侵害される危険を回避し、防止することの必要性が優先する明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合に使用の不許可を必要かつ合理的なものとした最高裁判所判決（第三小法廷平成7年3月7日）等を踏まえ、運用する。

### (5) 第三者機関

使用制限の判断及び手続の公正性・公平性・透明性を担保するため、有識者から構成される第三者機関を設置する。

## 5 使用制限の実施

### (1) 不許可

施設管理者（指定管理者を含む。以下同じ。）は、使用制限の要件に該当するおそれがあると判断した場合について、関係部局に報告するとともに、申請者及び第三者機関から意見聴取したうえで、不許可とすることができる。

### (2) 許可の取消し

施設管理者は、許可決定後に使用制限の要件に該当するおそれがあると判断した場合について、関係部局に報告するとともに、第三者機関から意見聴取し、市行政手続条例に則り聴聞の手続を取り、許可を取り消すことができる。

なお、公の施設に準じる施設の施設管理者は、市行政手続条例に基づく聴聞の手続に準じた手続を取るものとする。

### (3) 条件付き許可

施設管理者は、使用制限の要件に該当することが具体的に明らかとまでは言えない場合には、次の条件を付したうえで許可処分を行うことができる。

「① このガイドラインの使用制限の要件に定める不当な差別的言動を行わないこと。」

「② ①の条件に違反することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、許可処分を取り消すことがあること。」

なお、条件に反し、このガイドラインの使用制限の要件に定める不当な差別的言動を行った場合は、本来、取消事由に当たることにより、使用の中止を申し入れるほか、以後の市施設の使用に際し、使用制限の要件に該当するものとして考慮する。

## 6 策定及び施行時期

平成30年6月29日（金）策定，7月1日（日）施行